

## 令和6年度組織機構改革等について

令和6年度の組織機構については、自然災害や物価高騰など市民生活に大きな影響を与える課題に対して、市民生活の安全・安心に万全を期すため全庁を挙げて取り組むとともに、POSTコロナ時代の新たなスタートを切る重要な年度であり、特に、「源氏物語」を生んだ紫式部を描く大河ドラマの放送や、ニンテンドーミュージアムなど、宇治の更なる発展につながるチャンスに的確に対応していくこととする。

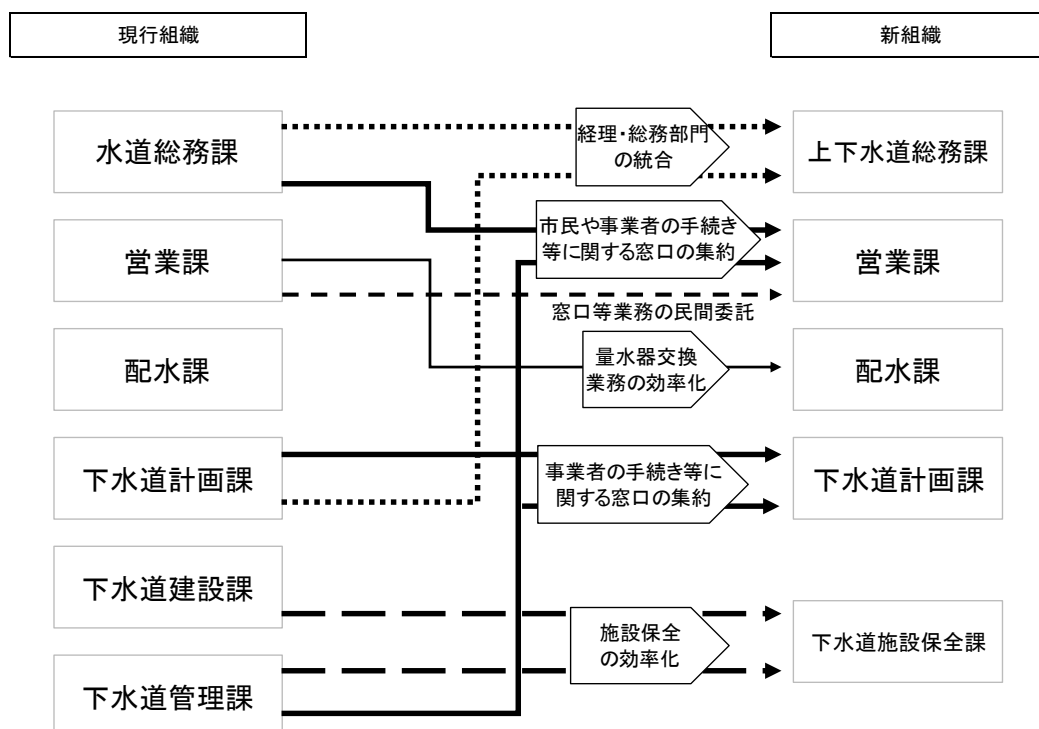
また、第6次総合計画第1期中期計画の3年目となることから、第1期中期計画後半のスタートとなる年度であり、目指す都市像の実現に向け、スピード感を持って各施策に取り組めるよう、組織機構の見直しを図ることとする。

### 効果的、効率的な執行体制の確立に向けた見直し

#### 上下水道部の再編

市民サービスの更なる向上や経営基盤の安定化、今後の事業展開に合わせた効果的・効率的な執行体制を図るため、組織の再編を行う。

具体的には、市民や事業者の手続き等に関する窓口の集約や経理・総務部門の統合、窓口等業務の民間委託、施設の整備業務と維持・管理業務の統合による施設保全の効率化等を図る。



(参考) 現行組織と新組織の比較表

※機構改革のある部について掲載     部分が機構改革に関わる部分

建設部

現行組織	新組織
住宅課 └── 住宅係 <span style="background-color: yellow;">└── ウトロ住環境対策室</span> └── 空き家対策係	住宅課 └── 住宅係 <span style="background-color: yellow;">└── 市営住宅建替推進係</span> └── 空き家対策係

公営企業上下水道部

現行組織	新組織
<span style="background-color: yellow;">水道総務課</span> └── 庶務計画係 <span style="background-color: yellow;">└── 経理係</span> 営業課 <span style="background-color: yellow;">└── 料金係</span> └── 営業係 工務課 └── 事業管理係 └── 給水係 配水課 └── 配水係 └── 整備係 └── 改良係 水管理センター └── 施設第1係 └── 施設第2係 下水道計画課 <span style="background-color: yellow;">└── 庶務係</span> <span style="background-color: yellow;">└── 計画係</span> <span style="background-color: yellow;"> </span> <span style="background-color: yellow;">下水道建設課</span> └── 事業第1係 └── 事業第2係 <span style="background-color: yellow;">下水道管理課</span> └── 管理係 └── 普及係 治水対策課 └── 計画係	<span style="background-color: yellow;">上下水道総務課</span> └── 総務係 <span style="background-color: yellow;">└── 水道経営係</span> 営業課 <span style="background-color: yellow;">└── 営業係</span> 工務課 └── 事業管理係 └── 給水係 配水課 └── 配水係 └── 整備係 └── 改良係 下水道計画課 <span style="background-color: yellow;">└── 計画係</span> <span style="background-color: yellow;">└── 排水設備係</span> <span style="background-color: yellow;">下水道施設保全課</span> └── 建設係 └── 管理係 水管理センター └── 施設第1係 └── 施設第2係 治水対策課 └── 計画係

## 教育委員会 教育部

現行組織	新組織
学校改革推進課 └─ 企画調整係 [Yellow Bar]	学校改革推進課 └─ 企画調整係 └─ 開校準備係 [Yellow Bar]

### ※部や課等の数の増減

	部	室・事務局・署など	課	係
令和6年度	12	11	70	168
令和5年度	12	11	71	170
増減	±0	±0	▲1	▲2

## その他

### こども家庭センターの設置（福祉こども部）

令和4年6月に公布された改正児童福祉法により、母子保健法に基づく「宇治市子育て世代包括支援センター」と、児童福祉法に基づく「宇治市子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関として「宇治市こども家庭センター」を設置する。

部長をセンター長とし、保健推進課、こども福祉課、保育支援課職員をセンター員とする。

